

慈啓会短期入所生活介護事業所ユニット型ご利用料金表(介護給付)

●本館ショートステイ(ユニット型個室)日額ご利用料金 (単位:円)

2017/5/1~

①介護保険給付自己負担額		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(i 基本サービス費+ ii 加算+ iii 加算)	1割負担	751	823	902	974	1,047
	2割負担	1,501	1,646	1,803	1,948	2,093
	—	—	—	—	—	—
② 食費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	300				
	第2段階	390				
	第3段階	650				
	第4段階	1,380				
③ 滞在費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	820				
	第2段階	820				
	第3段階	1,310				
	第4段階	2,950				
④ 自己負担額合計 (①+②+③)	第1段階	1,871	1,943	2,022	2,094	2,167
	第2段階	1,961	2,033	2,112	2,184	2,257
	第3段階	2,711	2,783	2,862	2,934	3,007
	第4段階1割	5,081	5,153	5,232	5,304	5,377
	第4段階2割	5,831	5,976	6,133	6,278	6,423
	—	—	—	—	—	—

	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
i) 基本サービス費 (日額)	単位数	677	743	814	880	946
	1割金額	689	756	828	895	962
	2割金額	1,377	1,512	1,656	1,790	1,924
	—	—	—	—	—	—
ii) 短期生活処遇改善 加算(I)/日額	単位数	61	66	72	78	83
	1割金額	62	67	73	79	85
	2割金額	123	134	146	158	169
	—	—	—	—	—	—
※月の総単位数 (i + iii) に加算率1000分の83を乗じた単位数 (月毎の利用状況により変動します)						

※ ①介護保険給付自己負担額には上記サービス費の他に以下の加算が含まれています。(日額)

iii) 加算項目	単位	金額	算定要件
機能訓練体制加算	12	13	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者の数を100で除した数以上配置している場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	19	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	12	13	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上配置した場合
看護体制加算(Ⅰ)	4	4	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)	8	9	看護職員の24時間連絡体制と常勤換算で25の端数を増すごとに1名以上配置した場合

《 その他介護サービス加算の内訳(日額) 》

加算項目	単位	金額	算定要件
送迎加算(片道)	184	188	送迎を利用した場合(片道につき)
在宅中重度者受入加算	425	431	短期入所サービス利用中の入所者が、施設において自宅で利用している訪問看護の管理を受けた場合(1日につき)
療養食加算	23	24	医師の発行する食事せんで療養食を提供した場合(1日につき)
緊急短期入所受入加算	60	61	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定せず、計画にない短期入所を緊急に受け入れた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	203	認知症の行動・心理症状が出現し在宅での生活が困難になった者の緊急受入をした場合(7日間を限度)
個別機能訓練加算	56	57	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、継続的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行なっていること。

医療連携強化加算	58	59	看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。
若年性認知症利用者受入加算	120	122	若年性認知症患者を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合

※1単位は地域単価により10.17円で計算しております

【その他の料金】

・居室内の据え付け家電製品使用料として、一日あたり50円の料金が発生いたします。

※利用者負担段階第1～第3段階の皆様にご負担頂きます。第4段階の皆様は居室料に含まれますのでお支払いはありません

《利用者負担段階》

所得段階	料段階区分
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。・生活保護の方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計年間80万円以下の方
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方 (課税年金が80万円超155万円未満に相当するの方)※年金所得のみの単身者の場合)
第4段階	・上記以外の方